

中国におけるクリーン開発メカニズムの進展

Makoto Kato
OECC 研究員 加藤 真

クリーン開発メカニズム (CDM) に関連する民間事業活動は佳境を迎えてきた感がある。それぞれの事業者が得意分野を活かしながら、自らのニーズに合った案件実施を模索する中で、ホスト国としての中国に対する関心は極めて高いと思われる。

<中国における CDM 政策の進展>

京都議定書やマラケシュ合意の交渉時点から、中国については最も有望な CDM ホスト国になり得るとの見方が強かったものの、国内の制度的要件の整備 (指定国家機関: DNA の設置、ホスト国承認基準・手続の策定) 等で、他の GHG の巨大排出国であるブラジルやインドの後塵を拝してきた。2004 年 6 月 30 日に「中国 CDM プロジェクト運行管理暫定弁法」を制定し、初めて国家承認手続の方針を示した。同年 11 月に第 1 号の承認案件 (内蒙古風力発電プロジェクト / オランダ) を発表し、これに続いて数件の承認を行っている。2005 年 11 月には同法の一部に新たな要件を加えた改正弁法を発表し、CDM を推進する政策を国内外に対するメッセージとして発信した。

<中国における CDM の特徴>

上記弁法によれば、DNA である国家发展改革委員会 (NDRC) を中心とした審査理事会 (科学技術部、外交部、財政部等を含む) により承認のチェックが行われる。要件としては、プロジェクトにおける中国企業の介在や、クレジット収入に対する課金等が規定されているほか、優先セクターとして省エネ・再生可能エネルギー・炭鉱メタン案件等の実施が促進されている。2006 年 7 月 24 日現在の発表では、風力・小規模水力発電等の再生可能エネルギー案件が 51 件、炭鉱・廃棄物処分場からのメタン回収・利用が 5 件、省エネが 3 件、HFC 破壊が 7 件、N₂O 破壊が 1 件、植林が 1 件となっている (総計承認案件数 68 件)。すで

に様々なところで指摘されるとおりクレジット量で比較すると依然として HFC や N₂O を起源とする案件が大部分を占めるものの、再生可能エネルギーの案件数が急増しており、今後も増加すると予想されている。また、先進国側参加者としては早くから中国に対して投資を行ってきた欧州勢のほか、HFC 等のプロジェクトに参画する日本の事業者が存在している。欧州での GHG 排出状況を受け、スペインやイタリアの電力系企業が多く目立ち始めたのも最近の傾向といえる。

<今後期待される動きと日本の事業者>

このように中国における CDM は加速度的に進展してきている。しかし、CDM 理事会への登録案件数はインドやブラジルと比較すればまだその数は追いついておらず、またチリやホンジュラスなど戦略的に CDM 投資を呼び込んでいる小規模ホスト国と同レベルである。今後中国が世界の中でより優位な位置を占めていくためには、再生可能エネルギーと共に、省エネ案件の促進が重要となってくるであろう。折しも、本年 7 月開催の第 25 回 CDM 理事会は中国において日本が支援する「製品 CDM」(電化製品による省エネを進めるもの) による方法論提案を審議、C 判定 (不採択) が B 判定 (修正が必要) に覆され、理事らによる期待を感じさせるコメントが多く寄せられる一幕があった。省エネについては、日本が従来得意とする分野であり、また本来中国が潜在的 CDM 大国として目される一つの理由である。今後中国において日本が関与する省エネ案件が大きく進展することが期待される。

(参考) 京都メカニズム情報プラットフォーム
<http://www.kyomecha.org/pf/china.html>,
Clean Development Mechanism in China
<http://cdm.ccchina.gov.cn/english/>